平成２２年（フ）第３０１号
愛媛県松山市上市１丁目１番50号　登荘
債務者　坂島　良子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３０６号
愛媛県松山市山越６丁目４番８号　二宮マンション206号
債務者　倉橋　栄次
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３３６号
高知市一宮中町２丁目８番10―２号　ハイツ薫Ⅱ102号
債務者　森本　貴子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４８号
高知市介良乙1018番地11
債務者　寺岡　雅美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６４号
高知市神田2141番地25　セイヨー荘３Ｆ西
債務者　恒石　羨子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７７号
高知県南国市篠原1496番地４　三愛ハイツ５号室
債務者　奴田原康誠
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７８号
高知県南国市篠原1496番地４　三愛ハイツ５号室
債務者　奴田原和子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８７号
高知市百石町４丁目15番４―205号　潮江コミュニティ住宅
債務者　須賀　　貴
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９５号
高知県南国市十市4415番地
債務者　細川　修一
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４００号
高知市加賀野井１丁目27番１号　グリーンテラスＡ―３
債務者　竹口　公朗
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４０３号
高知市鴨部３丁目32番８号　青木方
債務者　山中　博恵
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４０６号
高知市宮前町129番地　小高坂三城ヶ森７号
債務者　島﨑　詩織
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３２号
高知市瀬戸１丁目３番５号　瀬戸コーポ203号
債務者　大倉　園子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３１号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦869番地１
債務者　早野　正彦
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１３３号
佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3763番地１
債務者　衞藤　晴江
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１３４号
佐賀県伊万里市立花町4081番地
債務者　一ノ瀬レイシェル
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第６６１号
北九州市八幡西区折尾５丁目７番18―603号、前住所宮崎県延岡市別府町4260番地１
債務者　上田　　実
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係